



## 災害時における東北地方整備局所管施設の災害応急対策業務に関する協定

国土交通省東北地方整備局長（以下「甲」という。）と、（社）全国測量設計業協会連合会東北地区協議会会長（以下「乙」という。）とは、災害時における東北地方整備局所管施設の災害応急対策業務の実施に関し、次のとおり協定する。

### （目的）

第1条 この協定は、地震・大雨等の異常な自然現象及び予期できない災害等の場合に、甲が管理または工事中の施設等（以下「所管施設」という。）において発生した災害の応急対策業務（以下「業務」という。）に関し、乙は業務の遂行に必要な器材及び技術者等（以下「技術者等」という。）の確保及びその動員の方法を定め、もって、被害の拡大の防止と被害施設の早期復旧に期することを目的とする。

### （業務の実施範囲）

第2条 業務の実施範囲は、東北地方整備局所管施設における災害発生箇所とする。

### （業務の内容）

第3条 甲または甲の所掌する事務所等の長（以下「事務所長等」という。）は、所管施設に災害が発生し必要と認めるときには、被災状況に応じて乙を構成する協会の会員（以下「乙の会員」という。）に出動を要請することができるものとする。

- 乙の会員は、甲または事務所長等から出動要請があったときはできる限り速やかに所管施設の被災状況を把握し、甲または事務所長等の指示により業務に関する測量・調査・設計等を実施するものとする。
- 乙は、業務に関する測量・調査・設計等を早急に実施できるよう前もって必要な技術者等の確保、動員の方法を定め、その実施体制を甲に報告するものとする。

### （業務の実施体制）

第4条 前条3項に基づき甲に報告する業務の実施体制は、乙の会員による編成表及び連絡系統とする。なお、変更が生じた場合には速やかに甲に報告するものとする。

- 甲は、事務所長等に乙の実施体制を通知しておくものとする。

### （特別の要請に基づく実施体制）

第5条 前条による実施体制のほか、特別に急ぐ業務のため、予め事務所長等が（社）全国測量設計業協会連合会東北地区協議会を構成する各県の測量設計業協会会長（以下「各県の会長」という。）に対し、所管する河川または道路の区間毎の実施体制の報告を要請した場合は、各県の会長は、その区間毎に担当する乙の会員名、人員構成及び連絡系統による実施体制を事務所長等に報告するものとし、変更が生じた場合にも速やかに報告するものとする。

- 事務所長等は、受理した実施体制について甲に報告するものとする。

(契約の締結)

第6条 甲または事務所長等が乙の会員に出動を要請したときは、速やかに土木設計業務委託契約等の業務内容に応じた契約を締結するものとする。

(有効期限)

第7条 この協定の期間は、協定を締結した日から平成17年3月31日までの期間とする。

ただし、前項に規定する期間満了の1箇月前までに甲、乙いずれからも何ら申し出のないときは、引き続き同一条件をもって更に1年間継続するものとし、当該継続期間が満了したときも同様とする。

(実施範囲の特例)

第8条 乙の会員は、甲または事務所長等が特に必要として、第2条に規定する範囲以外に出動を要請した場合は、特別な理由がない限り、これに応じるものとする。

(損害の負担)

第9条 業務の実施に伴い甲または事務所長等、及び乙または乙の会員の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合、または技術者等に損害が生じた場合には、乙または乙の会員は、その事実の発生後速やかにその状況を書面により甲または事務所長等に報告し、その処置について甲または事務所長等と、乙または乙の会員が協議して定めるものとする。

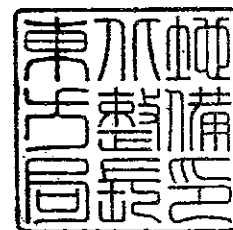
(その他)

第10条 この協定に定めのない事項、またはこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙が協議してこれを定めるものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲、乙が記名捺印の上、それぞれ各1通保有し、平成16年3月15日付の協定書は廃止するものとする。

平成16年 8 月 5 日

甲 国土交通省  
東北地方整備局長 馬場 直俊



乙 (社) 全国測量設計業協会連合会  
東北地区協議会会長 小山 明雄



# 災害応急対策業務に関する協定

災害時における東北地方整備局所管施設の災害応急対策業務	
東北地方整備局長	全測連東北地区協議会
<p>目的(第1条) 所管施設において発生した災害応急対策業務</p> <p>業務の実施範囲(第2条) 東北地方整備局所管施設における発生箇所</p> <p>業務内容(第3条) 所掌する事務所等の長</p>	<p>業務の遂行に必要な技術者等の確保動員</p>
<p>業務の実施体制(第4条) 事務所長実施体制を通知</p> <p>特別の要請に基づく実施体制(第5条) 事務所長等が特別に急ぐ業務 (所管する河川又は道路の区間毎の実施体制)</p> <p>整備局長に報告</p>	<p>協会会員に出動要請</p> <p>↓</p> <p>所管施設の被災状況を把握</p> <p>↓</p> <p>測量・調査・設計等実施</p> <p>↓</p> <p>前もって必要な技術者等の確保動員の方法を定め</p> <p>1 会員による編成表 2 連絡系統</p> <p>↓</p> <p>変更が生じたときは速やかに報告</p>
<p>実施範囲の特例(第8条) 整備局事務長、事務所長等の東北地方整備局所管施設における発生箇所以外の出動要請</p>	<p>各県会長に要請</p> <p>↓</p> <p>報告)</p> <p>区間毎に担当する会員名、人員構成、連絡系統による実施体制(変更を生じたときも同様)</p> <p>特別の理由がない限り → 応じる</p>